

長崎県文化財調査報告書 第218集

特別名勝温泉岳保存活用計画

2024年

長崎県教育委員会

発刊にあたって

本書は、特別名勝温泉岳^{うんげんだけ}の保存管理、整備、活用等の方針を定めた保存活用計画です。温泉岳^{うんげんだけ}は、島原市、雲仙市、南島原市の3市にまたがる景勝地で、昭和3年（1928）3月に名勝に指定され、昭和27年（1952）3月には特別名勝に格上げされました。指定面積は1,874haと広大で、範囲内には天然記念物6件を含み、春のミヤマキリシマや秋の紅葉など、四季折々の植物が目を楽しませてくれます。また、古代から霊山として信仰を集め、近世には湯治場が開かれ、近代になると外国人向けの避暑地として開発されました。このような豊かな自然と積み重ねられた歴史が織りなす景観がそこかしこに残り、県内でも随一の観光地として現在でも来訪者が絶えません。

特別名勝温泉岳^{うんげんだけ}の保存管理計画は昭和63年（1988）に策定されましたが、平成2年（1990）から平成8年（1996）の雲仙普賢岳の噴火活動と、その後の「平成新山」^{へいせいしんざん}の天然記念物指定、平成17年（2005）から平成18年（2006）にかけての市町村合併による自治体の改編など、自然環境、社会環境ともに大きく変化しました。また、温泉街の建造物の耐震対策として建替えや改築が相次ぎ、文化財保護との調整を行う中で、保存管理計画の改訂の機運が高まりました。これを受けて、管理団体である長崎県が主体となり、令和4年度から5年度にかけて、国庫補助事業として保存活用計画の策定を行いました。

本書の策定にあたっては、特別名勝指定範囲全域が国立公園であることや、指定範囲の約85%を国有林が占めることから、文化庁や環境省・林野庁といった関係省庁をはじめ、関係市や観光部局、地元自治会など、多様な立場からご意見をいただき、まとめることができました。本計画の策定に関わったすべての方々に感謝申し上げますとともに、今後の温泉岳^{うんげんだけ}の保存活用の一助となれば幸いです。

令和6年3月

長崎県教育委員会

例 言

1. 本書は、令和4年度～5年度に国庫補助を受けて策定した、長崎県島原市・雲仙市・南島原市に所在する特別名勝温泉岳の保存活用計画である。
2. 本計画は、長崎県教育庁学芸文化課、島原市教育委員会社会教育課、雲仙市教育委員会生涯学習課、南島原市教育委員会文化財課から構成された事務局が中心となり、学識経験者による「特別名勝温泉岳保存活用計画策定有識者会議」およびオブザーバーである環境省、林野庁、長崎県、島原市、雲仙市、南島原市、雲仙地区自治会長の指導・助言を受けて策定した。
3. 本計画策定にかかる事務局補助、図面作成および写真撮影の一部を扇精光コンサルタンツ株式会社に委託した。
4. 本計画の執筆・編集は扇精光コンサルタンツ株式会社の補助を受けて長崎県教育庁学芸文化課が行った。
5. 本書にかかる写真、図面などの資料は長崎県教育庁学芸文化課で保管している。
6. 参考文献は巻末に一括掲載した。
7. 本計画において使用した用語の定義は原則として、『特別名勝温泉岳保存管理計画策定書』（長崎県教育委員会 1988）に従った。
8. 本計画の策定にあたり、以下の機関から写真等の提供を受けた。
 - ・雲仙お山の情報館
 - ・雲仙諏訪の池ビジターセンター
 - ・長崎歴史文化博物館
 - ・肥前島原松平文庫

本文目次

序文

例言

目次

| | |
|-------------------------|----|
| 第1章 計画策定の沿革・目的 | 1 |
| 第1節 計画策定の経緯 | 1 |
| 第2節 計画の目的 | 1 |
| 第3節 有識者会議の設置・経緯 | 2 |
| 1. 特別名勝温泉岳保存活用計画策定有識者会議 | 2 |
| 第4節 他の計画との関係 | 4 |
| 1. 本計画の位置付け | 4 |
| 第5節 計画の実施 | 5 |
| 第2章 位置と環境 | 6 |
| 第1節 自然的環境 | 6 |
| 1. 位置・地理的環境 | 6 |
| 2. 雲仙火山の噴火史 | 6 |
| 3. 地形・地質 | 10 |
| 4. 植物相と植生 | 15 |
| 第2節 歴史的環境 | 32 |
| 1. 縄文時代～古墳時代 | 32 |
| 2. 古代 | 35 |
| 3. 中世～近世 | 36 |
| 4. 近現代（戦前） | 41 |
| 5. 現代（戦後） | 48 |
| 6. 民話・伝承 | 51 |
| 7. 指定文化財 | 53 |
| 第3節 社会的環境 | 57 |
| 1. 地勢・人口 | 57 |
| 2. 産業 | 58 |
| 3. 交通 | 59 |
| 4. 観光 | 62 |
| 5. 公共施設 | 65 |

| | |
|---------------------|-----|
| 第3章 特別名勝等の概要 | 68 |
| 第1節 指定に至る経緯 | 68 |
| 1. 史跡名勝天然記念物 | 68 |
| 2. 日本八景 | 69 |
| 3. 史蹟名勝天然記念物への登録申請 | 72 |
| 第2節 指定の状況 | 74 |
| 1. 指定告示 | 74 |
| 2. 指定説明文とその範囲 | 75 |
| 3. 指定後の経過 | 81 |
| 4. 指定地の状況 | 87 |
| 第4章 特別名勝等の本質的価値 | 97 |
| 第1節 史跡等の本質的価値の明示 | 97 |
| 1. 昭和3年(1928)指定時の価値 | 97 |
| 第2節 新たな価値評価の視点の明示 | 98 |
| 1. 本質的価値Ⅰ | 98 |
| 2. 本質的価値Ⅱ | 102 |
| 第3節 構成要素の特定 | 108 |
| 第5章 現状と課題 | 116 |
| 第1節 管理主体ごとの現状と課題 | 116 |
| 1. 文化財としての管理 | 116 |
| 2. 国立公園としての管理 | 120 |
| 3. 国有林としての管理 | 122 |
| 4. 小結 | 123 |
| 第2節 特別名勝全体の現状と課題 | 124 |
| 1. 景観の維持 | 124 |
| 2. 希少植物の維持管理 | 125 |
| 3. 自然災害 | 125 |
| 4. 来訪者(見学者・登山者等) | 128 |
| 5. 調査・研究、公開・活用 | 133 |
| 第3節 構成要素ごとの現状と課題 | 135 |

| | |
|--------------------|-----|
| 第6章 大綱・基本方針 | 136 |
| 第1節 大綱 | 136 |
| 1. 自然的価値の保存活用 | 136 |
| 2. 人文的価値の保存活用 | 136 |
| 3. 活用に向けた整備 | 136 |
| 第2節 基本方針 | 137 |
| 1. 保存管理 | 137 |
| 2. 活用 | 137 |
| 3. 整備 | 137 |
| 4. 運営・体制 | 137 |
| 第7章 保存管理 | 138 |
| 第1節 保存管理の方向性 | 138 |
| 第2節 保存管理の方法 | 138 |
| 1. 自然的諸要素の保存管理 | 138 |
| 2. 人文的諸要素の保存管理 | 138 |
| 3. 地区区分と保存管理の方針 | 139 |
| 第3節 構成要素ごとの保存管理の方法 | 141 |
| 第4節 現状変更の取扱い | 142 |
| 1. 現状変更の取扱い | 142 |
| 2. 現状変更等の取扱い共通指針 | 142 |
| 第5節 維持管理の取扱い | 143 |
| 1. 地形の取扱い | 143 |
| 2. 植生の管理 | 143 |
| 3. 建造物・工作物の管理 | 143 |
| 4. 清掃管理 | 143 |
| 5. 危機管理 | 143 |
| 第8章 活用 | 144 |
| 第1節 活用の方向性 | 144 |
| 第2節 方法 | 144 |
| 1. 調査研究 | 144 |
| 2. 広報・公開 | 145 |
| 第3節 構成要素ごとの活用の方法 | 149 |

| | |
|----------------------|-----|
| 第9章 整備 | 150 |
| 第1節 方向性 | 150 |
| 第2節 方法 | 150 |
| 1. 保存のための整備 | 150 |
| 2. 活用のための整備 | 155 |
| 第3節 構成要素ごとの整備の方法 | 162 |
| 第10章 運営・体制の整備 | 163 |
| 第1節 方向性 | 163 |
| 第2節 方法 | 163 |
| 1. 関係機関の連携 | 163 |
| 2. 地域住民・所有者・関係団体との連携 | 164 |
| 3. 緊急時対応 | 164 |
| 第11章 施策の実施計画の策定・実施 | 165 |
| 第1節 施策の実施計画 | 165 |
| 第12章 経過観察 | 166 |
| 第1節 経過観察の方向性 | 166 |
| 第2節 経過観察の方法 | 166 |
| 引用文献・参考文献 | 167 |
| 巻末資料1(別表) | 168 |
| 巻末資料2(文化財法) | 171 |

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の経緯

温泉岳は昭和27年(1952)に特別名勝の指定を受け、その自然景観を保持して後世に伝えていくことを目的として、昭和63年(1988)3月に保存管理計画が策定された。しかし、平成2年(1990)から平成8年(1996)の雲仙普賢岳の噴火災害や、平成16年(2004)4月の平成新山の天然記念物指定および、平成17年(2005)・平成18年(2006)の市町村合併による自治体の組織変更など、温泉岳を取り巻く環境の変化が顕在化し、文化財保護との調整が必要となったため、今回改定を行うに至った。改定にあたっては、昭和63年(1988)の保存管理計画の理念を踏襲しながら、本質的な価値について明示するとともに、保存、活用、整備、運営体制の方針について検討を行った。なお、保存活用計画の改定に至るまでの経緯は表1-1-1のとおりである。

表1-1-1 計画策定に至る経緯

| 年 | 出来事 |
|-------------|--|
| 明治44年(1911) | 長崎県立温泉公園指定(日本初の県立公園) |
| 大正8年(1919) | 史蹟名勝天然記念物保存法施行 |
| 昭和2年(1927) | 「日本八景」にて温泉岳(山岳)が得票で1位獲得、長崎県から内務省へ文化財の指定を申請。 |
| 昭和3年(1928) | 【名勝】温泉岳 【天然記念物】普賢岳紅葉樹林・野岳いぬつけ群落・池ノ原みやまきりしま群落 地獄地帯しろどうだん群落・原生沼沼野植物群落 上記の通り指定される。 |
| 昭和6年(1931) | 国立公園法施行 |
| 昭和9年(1934) | 雲仙国立公園指定(初の国立公園指定) |
| 昭和25年(1950) | 史蹟名勝天然記念物保存法廃止、文化財保護法施行 ※名勝、天然記念物指定は引き継がれる |
| 昭和27年(1952) | 温泉岳特別名勝指定 |
| 昭和32年(1957) | 自然公園法施行(国立公園法の全面改訂) ※国立公園指定は引き継がれる |
| 昭和63年(1988) | 『特別名勝温泉岳保存管理計画策定書』策定 |
| 平成2年(1990) | 雲仙普賢岳噴火(~平成8年(1996)) |
| 平成16年(2004) | 平成新山、天然記念物(地質鉱物)指定 |
| 平成17年(2005) | 雲仙市発足(国見町・瑞穂町・吾妻町・愛野町・千々石町・小浜町・南串山町が新設合併) |
| 平成18年(2006) | 南島原市発足 (加津佐町・口之津町・南有馬町・北有馬町・西有家町・有家町・布津町・深江町が新設合併) |
| 令和4年(2022) | 保存活用計画の改定に着手 |
| 令和6年(2024) | 『特別名勝温泉岳保存活用計画』策定 |

第2節 計画の目的

本計画は、特別名勝温泉岳の自然景観や歴史文化を保持し後世に残していくために、特別名勝温泉岳が持つ本質的な価値と構成要素を明示するとともに、地域および関係機関と連携した保存活用を目指して、現状と課題を整理し、今後の保存管理・活用・整備等の基本的な方針を示すことを目的とする。

第3節 有識者会議の設置・経緯

本計画策定にあたり、名勝、植物、地質、地域史、歴史の専門家から構成された「特別名勝温泉岳保存活用計画策定有識者会議」を組織して意見交換を行った。また、オブザーバーとして環境省、林野庁、長崎県、島原市、雲仙市、南島原市、雲仙地区自治会長の助言を受け検討を行った。有識者会議、オブザーバー、事務局などの構成は以下のとおりである。

1. 特別名勝温泉岳保存活用計画策定有識者会議

(1) 有識者

| 氏名 | 所属ほか | 専門 |
|-------|------------------------------|------|
| 黒田 乃生 | 筑波大学芸術系教授 | 名勝 |
| 佐藤 千芳 | (有) 熊本植物研究所 | 植物 |
| 長井 大輔 | (公財) 雲仙岳災害記念館調査研究室室長 | 地質鉱物 |
| 中西 弘樹 | 長崎大学名誉教授 | 植物 |
| 西 久幸 | 環境省ビジターセンターお山の情報館 雲仙史探会代表 | 地域史 |
| 根井 浄 | 肥前島原松平文庫長 | 歴史 |

(2) オブザーバー

| 氏名 | 所属ほか | 関係分野 |
|-------|------------------------------------|-------|
| 友野 雄己 | 環境省九州地方環境事務所 雲仙自然保護官事務所 上席自然保護官 | 国立公園 |
| 鹿田 純吉 | 林野庁九州森林管理局長崎森林管理署行政専門官 | 国有林 |
| 中村 帝 | 林野庁九州森林管理局長崎森林管理署署員 | 国有林 |
| 清田 泰志 | 林野庁九州森林管理局長崎森林管理署事務管理官 | 国有林 |
| 石川 誉英 | 長崎県島原振興局 | 国立公園 |
| 文下 剛司 | 長崎県自然環境課 | 国立公園 |
| 松田 芳充 | 長崎県自然環境課 | 国立公園 |
| 徳永 宇之 | 長崎県林政課 | 民有林 |
| 松田 尚也 | 長崎県観光振興課 | 観光 |
| 秀山 裕史 | 島原半島観光連盟事務局長 | 観光 |
| 荒木 信一 | 島原半島観光連盟事務局 | 観光 |
| — | 島原半島ジオパーク協議会事務局 | ジオパーク |
| 竹中 隆一 | 雲仙市観光物産課 参事補 | 観光 |
| 加藤 雅寛 | 雲仙市商工観光部 | 観光 |
| 山本 哲也 | 雲仙市地域おこし協力隊 | 観光 |
| — | 島原市観光課 | 観光 |
| 門畑 圭一 | 南島原市観光振興課 | 観光 |
| 森 義春 | 雲仙地区自治会長 | 地元代表 |
| 青木 達司 | 文化庁文化財第二課名勝部門調査官 | 名勝 |

(3) 事務局

| 氏名 | 所属ほか |
|-------|-------------------------|
| 麻生 政登 | 長崎県教育庁学芸文化課企画監 |
| 川口 洋平 | 長崎県教育庁学芸文化課課長補佐 |
| 中尾 篤志 | 長崎県教育庁学芸文化課係長 |
| 浦 友香梨 | 長崎県教育庁学芸文化課主事 |
| 大津 英稔 | 島原市教育委員会社会教育課文化財保護推進室長 |
| 吉岡 慈文 | 島原市教育委員会社会教育課文化財保護推進室主査 |
| 辻田 直人 | 雲仙市教育委員会生涯学習課課長補佐 |
| 松本 勝也 | 雲仙市教育委員会生涯学習課参事補 |
| 丸木 春香 | 雲仙市教育委員会生涯学習課主事 |
| 中村 隆敏 | 南島原市教育委員会文化財課長 |
| 伊藤 健司 | 南島原市教育委員会文化財課参事 |
| 事務局補助 | |
| 井立 尚 | 扇精光コンサルタンツ株式会社 |
| 立木 美佳 | |

(4) 委員会開催履歴

| 令和4年度 | | | |
|-------|------------|--|----------|
| 回数 | 開催日 | 議 事 | 開催地 |
| 第1回 | 令和4年8月23日 | ・ 価値評価について ・ 平成新山の追加 ・ 指定時の説明に追加すべき視点 | オンライン |
| 第2回 | 令和4年11月28日 | ・ 特別名勝温泉岳の価値評価について ・ 特別名勝温泉岳の価値を構成する要素について | 雲仙お山の情報館 |
| 第3回 | 令和5年2月28日 | ・ 特別名勝温泉岳の現状と課題について ・ 大綱、基本方針について ・ 原稿案について（第1章～6章） | オンライン |
| 令和5年度 | | | |
| 回数 | 開催日 | 議 事 | 開催地 |
| 第1回 | 令和5年7月25日 | ・ 特別名勝温泉岳の現状と課題について ・ 特別名勝温泉岳の大綱・基本方針について ・ 特別名勝温泉岳の保存（保存管理）の方向性及び方針について | オンライン |
| 第2回 | 令和5年10月24日 | ・ 特別名勝温泉岳の活用・整備・運営体制について ・ 特別名勝温泉岳保存活用計画案について | オンライン |
| 第3回 | 令和6年2月13日 | ・ 特別名勝温泉岳保存活用計画案について | オンライン |

第4節 他の計画との関係

1. 本計画の位置づけ

本計画に関連する諸計画について、概要および本計画との関係を図1-4-1・表1-4-1に示す。

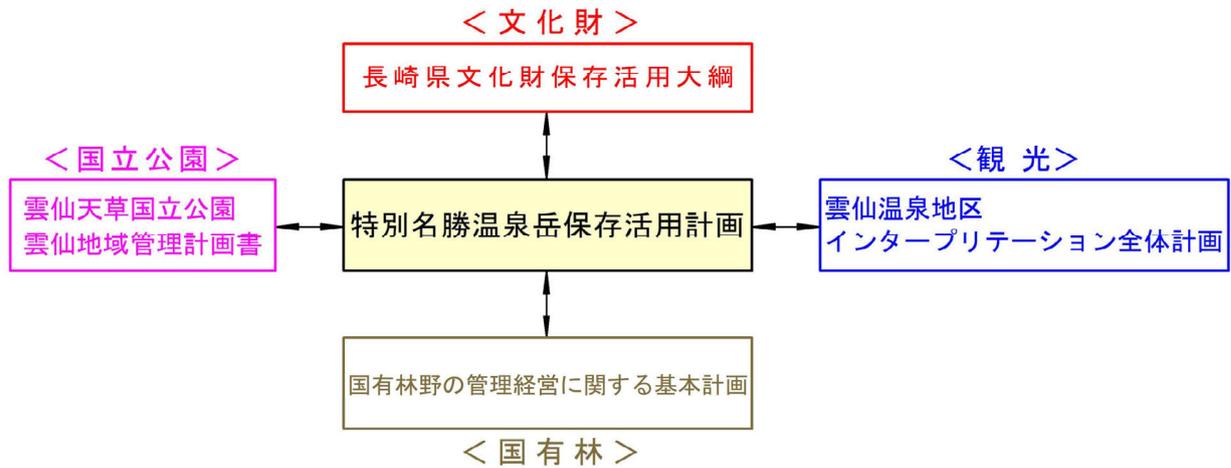


図1-4-1 特別名勝温泉岳保存活用計画の位置づけ

表1-4-1 関連計画一覧

| 計画名 | 概要 | 特別名勝温泉岳に関わる項目 |
|---------------------------|--|--|
| 長崎県文化財大綱 | 文化財保護法に基づき、文化財の総合的な保存と活用に関する基本的な方針を定めたものである。各自治体が矛盾なく同じ方針の下に円滑に文化財の保存・活用に取り組むことを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県の文化財の概要 ・保存・活用の基本方針 ・保存・活用のために講ずる措置 ・防災・防犯、災害発生時の対応 |
| 雲仙天草国立公園雲仙地域管理計画書 | 環境省九州地方環境事務所が策定した、国立公園の管理計画である。雲仙地域の自然を良好な状態で残すとともに、雲仙温泉街の街並み景観保全や当地域の適正な利用を推進し、地域特性を生かした現地管理業務の計画的遂行を期することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理の基本的な方針 ・風致景観の管理 ・地域の開発・整備 ・土地および事業施設の管理 ・利用者の誘導 ・地域の美化修景 ・噴火対応 |
| 雲仙温泉地区インタープリテーション全体計画 | 雲仙温泉で観光客を迎え入れる全ての関係者に向けて、観光客に伝えたい、感じてほしい雲仙温泉ならではの魅力・価値を整理したもの。雲仙温泉全体の「おもてなし」のレベルアップを図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・雲仙ならではの価値 |
| 国有林野の管理経営に関する基本計画 | 国有林野の管理経営に関する法律の規定に基づき、国有林野の管理経営に関する基本方針等を明らかにするため、農林水産大臣が5年ごとに定める10年を一期とする計画。森林管理局長が流域（森林計画区）ごとに定める「地域管理経営計画」や「国有林野施策実施計画」の指針となるもの。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国有林野の管理経営 ・国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項 ・国有林野の活用に関する基本的な事項 ・国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項 |
| 長崎県総合計画 チェンジ&チャレンジ2025 | 長崎県政運営の指針や考え方を示した最上位の計画であり、令和3年度から令和7年度までの5年間の県政運営の指針について「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念としてまとめたもの。 | <ul style="list-style-type: none"> ・半島の地域活性化の推進 ・特色ある文化資源・スポーツによる地域活性化 ・地域別計画 島原半島地域「魅力ある地域資源を活かして人を呼び込み、賑わいあふれる地域づくり」 |

表 1-4-1 関連計画一覧

| 計画名 | 概要 | 特別名勝温泉岳に関わる項目 |
|-----------------------|---|--|
| 第三期 長崎県教育振興基本計画 | 教育基本法の規定に基づく、長崎県の教育振興のための施策に関する基本的な計画である。 平成31年度から令和5年度までの5年間で取り組む施策等を体系化し、「長崎県教育方針」に掲げる「県民挙げて、長崎県の教育を創造していく」という理念のもと、「教育県長崎」の確立に向け、県民の皆様とともに本県教育の一層の充実を図ることを目的としている。 | ・文化財の保存・活用と伝統文化の継承及び世界遺産・日本遺産の情報発信 |
| 雲仙岳火山防災計画 | 雲仙岳で噴火が発生し、または噴火の発生が予想される状況となった場合の対応を、避難計画として整理したものである。 | ・雲仙岳に関する噴火予報・警報の伝達系統 ・噴火警戒レベルごとの対応 ・避難経路の設定（登山道） |
| 第7次 島原市市勢振興計画 | 島原市の将来像を提示し、島原市の魅力向上に向けて進めていくまちづくりの指針。 | ・将来を担う人材と豊かな心をはぐくむまちづくり ・ふるさとしまばらを継承するまち（歴史文化） |
| 島原市都市計画 マスタープラン | 都市計画に関する市全体の将来像や、土地利用、道路、公園、下水道など、都市計画に関する基本的な方針を示すもの。 | ・地域別構想の位置づけ（安中地域） ・防災都市づくりの整備方針 ・水無川導流堤の整備 ・雲仙菅賢岳溶岩ドーム崩壊対策の推進 |
| 島原市地域防災計画 | 島原市と関係機関、市民が一体となり、災害時の被害を最小化する「減災」を基本方針とし、災害発生時から復旧・復興まで適切や役割分担による対応を定めたもの。 | ・特定災害応急対策計画（火山災害） ・災害復旧復興計画 |
| 第Ⅱ期南島原市 総合計画後期基本計画 | 南島原市が今後目指すべき将来像と、それを達成するためのまちづくりの方向性と必要な施策を示したもの。 | ・郷土文化 ・歴史・文化財を活かしたまちづくり |
| 南島原市地域防災計画 | 南島原市の防災に関して、市と関係機関、市民の役割分担を明らかにし、防災、災害応急対策、復旧復興について対策の基本を定めたもの。 | ・災害応急対策計画 震災対策 |
| 第2次 雲仙市総合計画 | 雲仙市政運営の最上位計画であり、平成29年からの10年間のうち令和4年度から令和8年度までの5年間に実施される政策や施策をまとめた後期の計画である。前期計画からの将来像「つながり」で創る 賑わいと豊かさを実感できるまち」をより強固なものとしていることが特徴であるほか、SDGsの視点を取り入れた施策の推進を進めている。 | ・観光・交流 ・社会基盤 ・歴史・文化・芸術 |
| 雲仙市都市計画 マスタープラン | 合併に対応した一体的なまちづくりを進めるために策定された、雲仙市の都市計画に関する基本方針である。まちづくりの目標や将来の土地利用、まちづくり施設などの方針を明らかにするとともに、その実現に向けた基本的な方針を定めることを目的とする。 | ・都市計画区域マスタープラン 《小浜都市計画区域》 ・都市づくりの主要課題 ・分野別都市整備の方針 公園・緑地・水辺の方針、景観形成 ・南部地域まちづくり構想 |
| 雲仙市景観計画 | 美しい景観を保全すること、景観資源をまちづくりに活用することにより、地域活性化、観光振興を図ることを視野に入れた「景観まちづくり」を目指すために策定された。「雲仙市ならではの風景」に誇りと愛着・責任を持ち市民が互いに手を携えて「守り」「育て」「継承していく」を景観まちづくりのテーマとしている。 | ・景観資源 ・景観まちづくりの課題、取り組み ・景観計画区域 |
| 雲仙市地域防災計画 | 災害対策基本法に基づき、市の防災会議が作成するもの。地域防災に関して市、市内の公共団体、防災上重要な施設の管理者等が処理すべき事務、業務の大綱及び災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めている。市の防災体制の確立、地域住民の生命、身体、財産を災害から保護し被害を最小限にすること、住民の福祉増進と市勢の発展を目的とする。 | ・文化財の災害予防対策 ・文化財の応急対策 ・観光客・旅行者・外国人等の安全確保 ・活動火山「雲仙岳」災害対策計画 |

第5節 計画の実施

本計画の実施期間は、令和6年（2024）4月1日から令和16年（2034）3月31日の10年間とする。

第2章 位置と環境

第1節 自然的環境

1. 位置・地理的環境

特別名勝温泉岳は、長崎県の南東部にあたる島原半島のほぼ中央に位置する（図2-1-1）。

島原半島は、周囲 138.3km、東西約 24km、南北約 32km、面積 467.4km²の半島である。半島は、幅 3.5km ほどの愛野地峡で大村・諫早地域に接しており、有明海に突き出ている。また、西側に橘（千々石）湾、南側に早崎瀬戸、東側と北側を有明海と四方を海に囲まれており、早崎瀬戸を 4.4km ほど隔てて天草下島（熊本県）が所在する。

島原半島が属する雲仙山系は、九州の中部を東北東から西南西の方向に横断している別府－島原地溝帯の西端に位置する。この地溝帯は活火山地帯で、東から鶴見岳、九重山、阿蘇山、金峰山、雲仙岳などの火山が列をなして並んでいる。島原半島の大部分は、過去 50 万年にわたる火山活動により形成された雲仙火山の噴出物によって占められている。海岸線は比較的単調であるが、有明海に面した河川の河口部は塩性湿地であり泥浜海岸が確認されるほか、南部においては長崎県では希少な砂浜海岸が確認される。西部の橘（千々石）湾や南部の早崎瀬戸周辺では、火山岩や基盤層が海に削られた「海食崖」が見られる。また、国崎半島や早崎半島、女島、岩戸山では、火山島に陸側から砂州がのびてできる「陸繋島」が見られ、美しい自然景観をつくり出している。

2. 雲仙火山の噴火史

雲仙岳の有史の火山活動において顕著なものは、寛文 3 年（1663）と寛政 4 年（1792）、次いで、平成 2 年（1990）から平成 8 年（1996）の火山活動が挙げられる。

（1）寛文 3 年（1663）の噴火

寛文 3 年（1663）12 月に普賢岳の北北東 900m の飯洞岩から北側へ古焼溶岩（黒雲母角閃石安山岩）が幅約 0.15km、全長約 1 km にわたり流出した。この時、古焼の上部に生じた溶岩トンネルの屋根が落ちて、「鳩穴」となる。

（2）寛政 4 年（1792）の噴火（「島原大変肥後迷惑」）

寛政 4 年（1792）の噴火は 2 月 10 日の普賢岳山頂付近の地獄跡火口からの噴気および土砂の噴出により始まった。2 月 28 日には穴迫谷の琵琶の首から噴煙および土砂が噴出し、3 月 1 日からは、その後、約 2 か月続くことになる新焼溶岩（デイサイト）の流出が始まる。3 月 22 日には峰の窪からも溶岩が流出して新焼溶岩と合流し、幅 220～360m、全長 2.7km におよぶに至った。3 月 25 日には古焼頭からも噴煙が確認され、度々地震が発生した。その後、5 月 21 日に強い地震と同時に眉山（当時前山）が大崩壊を起こし、崩壊物が有明海に流れ込み大津波を発生させた。いわゆる、「島原大変肥後迷惑」であり、島原および対岸の肥後・天草に死者約 15,000 名を出す大惨事となった。眉山崩壊により、海中に押し出された岩塊は、現在でも島原外港外の海底に広く散在している。

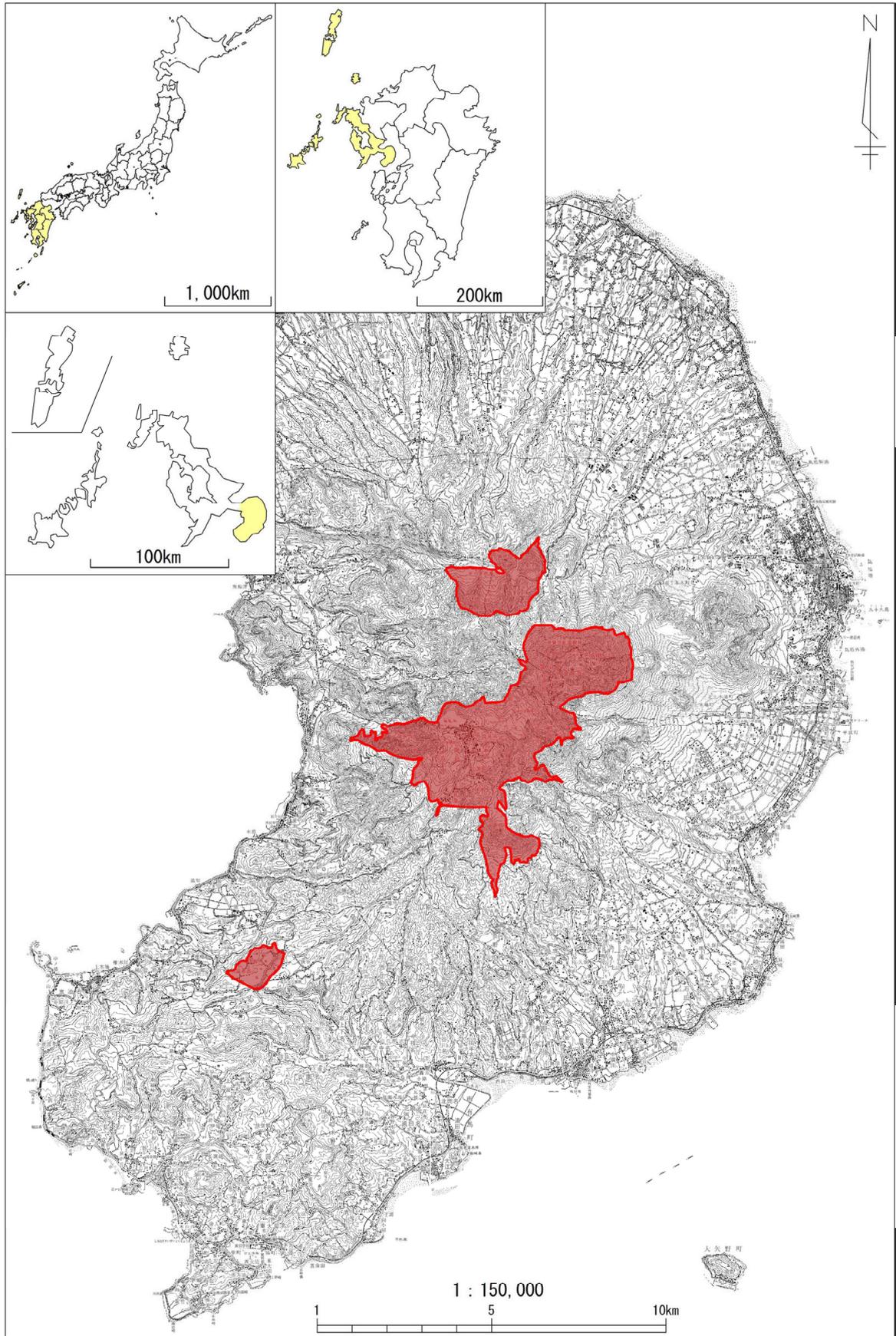


图 2-1-1 特别名勝温泉岳位置图

当時の様子は、島原藩が幕府へ報告するために作成した『島原大變大地図』のほか、明治23年(1890)に作られた『島原大變前後図』などに残されている(図2-1-2)。『島原大變前後図』は当時の南高来郡長である金井俊行が被災前後の図を重ね合わせて加筆したものであり、被災時の様相が理解できる貴重な資料である。



図2-1-2 島原大變大地図 *肥前島原松平文庫所蔵

(3) 平成3年(1991)の噴火(平成の大噴火)

平成2年(1990)7月4日に微動を観測して以降、群発地震が発生し、11月17日には普賢岳山頂東側の地獄跡火口および九十九島火口の2か所から水蒸気噴火が起きた。平成3年(1991)2月12日に屏風岩火口から噴火が起き、3月から5月には地獄跡火口と屏風岩火口で頻繁に小噴火が起きた。5月20日になると地獄跡火口にのちの平成新山となる溶岩円頂丘が確認された。溶岩円頂丘は次第に成長し、5月24日に初めての火砕流が確認され、以後頻繁に発生するようになる。そして、6月3日16時8分にそれまで最大規模の火砕流が発生した。この火砕流は死者・行方不明43人、負傷者9名、被害建物179棟を出す火山災害となった。火山活動はこの後も続いたが、平成7年(1995)に溶岩円頂丘の成長が停止し、平成8年(1996)に火山活動の終息宣言が出されるとともに、溶岩円頂丘が「平成新山」と命名された(写真2-1-1・2)。



写真 2-1-1 平成新山 （平成 5 年（1993）10 月）



写真 2-1-2 平成新山 （令和 4 年（2022）11 月）

3. 地形・地質

(1) 島原半島の地形・地質

島原半島の中央部には、雲仙岳の主峰をなす平成新山(1482.7m)、普賢岳(1,359m)をはじめ、国見岳(1,347m)、妙見岳(1,333m)、九千部岳(1,062m)、野岳(1,142m)などの主として黒雲母角閃石安山岩で構成された海拔1,000m級の溶岩円頂丘がそびえている。

雲仙岳の周囲には、緩やかな斜面をもつ火山性の山麓扇状地が広がり、その北側と東側の末端部は、有明海(島原海湾)に弓なりに張り出している。また、半島南部には、雲仙火山以前の火山活動や基盤の堆積岩がつくる起伏がなだらかな地形が見られる(図2-1-3・4)。

(2) 雲仙岳(雲仙火山)の地形・地質

雲仙火山は、九州中部を東北東-西南西の方向にのびている別府-島原地溝帯の西端に位置している。断層によってできた顕著な地形は、千々石町から田代原にのびる千々石断層や、金浜から諏訪池に達する金浜断層、深江町や布津町で火山山麓扇状地を切断する深江・布津断層などで見られる。

雲仙火山は、約50万年前にはほぼ同時代の先雲仙火山の輝石安山岩を覆うように活動を開始した(渡辺・星住1995)。雲仙火山は、その活動時期から古期雲仙(約30~50万年前)、中期雲仙(15~30万年前)、新期雲仙(15万年前以降から現在)の3つに時代区分できる(Hoshizumi, et. al, 1999)。

古期雲仙の噴出物は、雲仙地溝外側の南側と北側に溶岩や扇状地として確認できる。また、地溝の内部でもボーリング調査の結果、新しい噴出物の下からも確認されており、その深度は最も深い地点で地下約1,000mに達する。これは雲仙地溝によって雲仙火山が沈降したことを示しており、仮にこの沈降運動がなければ、雲仙火山の標高は2,000m級の山であったと推定されている(星住他2002)。中期雲仙の時期には、火山活動は雲仙地溝内に集中し、猿葉山や高岳、絹笠山、矢岳、九千部岳などの溶岩円頂丘が噴出した。新期雲仙の時期には、野岳、妙見岳、雲仙岳、眉山などの山体が形成された。これらの山体は、中期雲仙の山々の東側に噴出する傾向があり、その噴出部は半島東部へ裾野を広げた。一方半島西部の橋(千々石)湾側では、大きな噴火活動がなく、新たな噴出物の運搬が限定的であったため、地溝による沈降活動の結果、海が浸入し、海岸線が島原半島の内側へ湾入した。

野岳(1,142m)は、新期雲仙の最初の火山体で約7~12万年前に噴出した。野岳の北側には馬蹄形崩壊地形があり、山体崩壊を起こしている。その北側に新しく噴出したのが妙見火山である(写真2-1-3)。妙見火山は、約2~3万年前に形成された成層火山体で、東側に開いた2つの馬蹄形崩壊地形が確認できる。この2回の山体崩壊によって複数の峰が形成された。その主要な峰が、妙見岳(1,333m)と国見岳(1,347m)である。普賢岳(1,359m)は、妙見火山の馬蹄形地形の中に噴出した新しい火山で少なくとも3つの溶岩円頂丘から形成される(西村1982)。それらは、島の峰、立岩峰、普賢岳山頂溶岩である。このうち、島の峰は約6,000年前、普賢岳山頂溶岩は約4,000年前に噴出したものと推定されている(星住・宇都2000)。また、これらの山体と妙見火山の間には谷間が形成され、現在の鬼人谷とあざみ谷となっている。

普賢岳周辺には普賢池や九十九島(龍の馬場)火口、地獄跡火口などの複数の火口があった。このうち、九十九島(龍の馬場)火口は、寛文3年(1663)の噴火で活動があった火口として知られ(本

間 1936)、地獄跡火口は、寛政 4 年 (1792) の噴火で活動があった火口として知られていた (片山 1974) が、平成噴火で新しくできた溶岩円頂丘の下に埋没した。また、普賢岳周辺には、溶岩の冷却の際にできた割れ目や岩塊の隙間にできた空間で形成される複数の風穴がある。

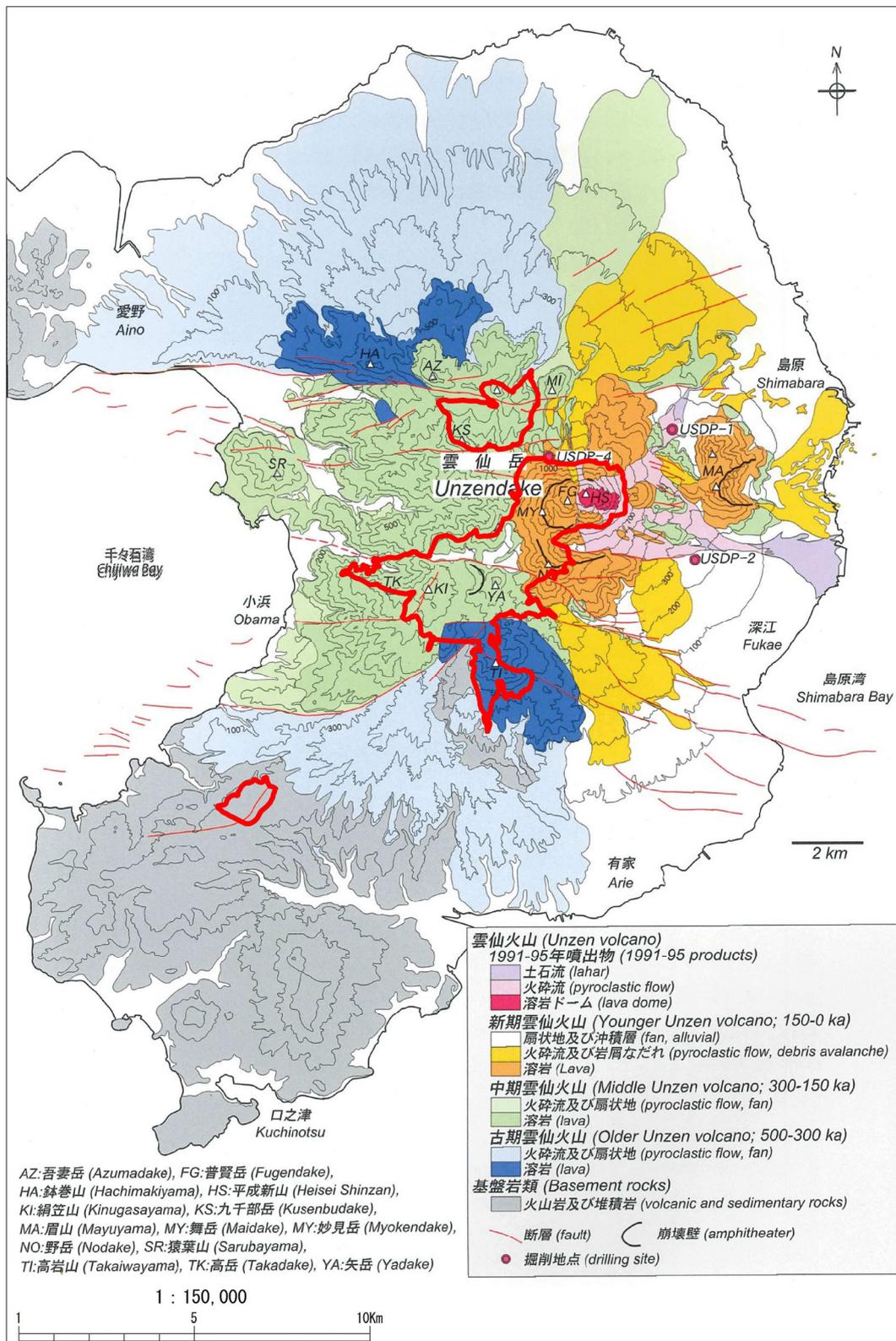


图 2-1-3 島原半島地質図 (星住 2007)

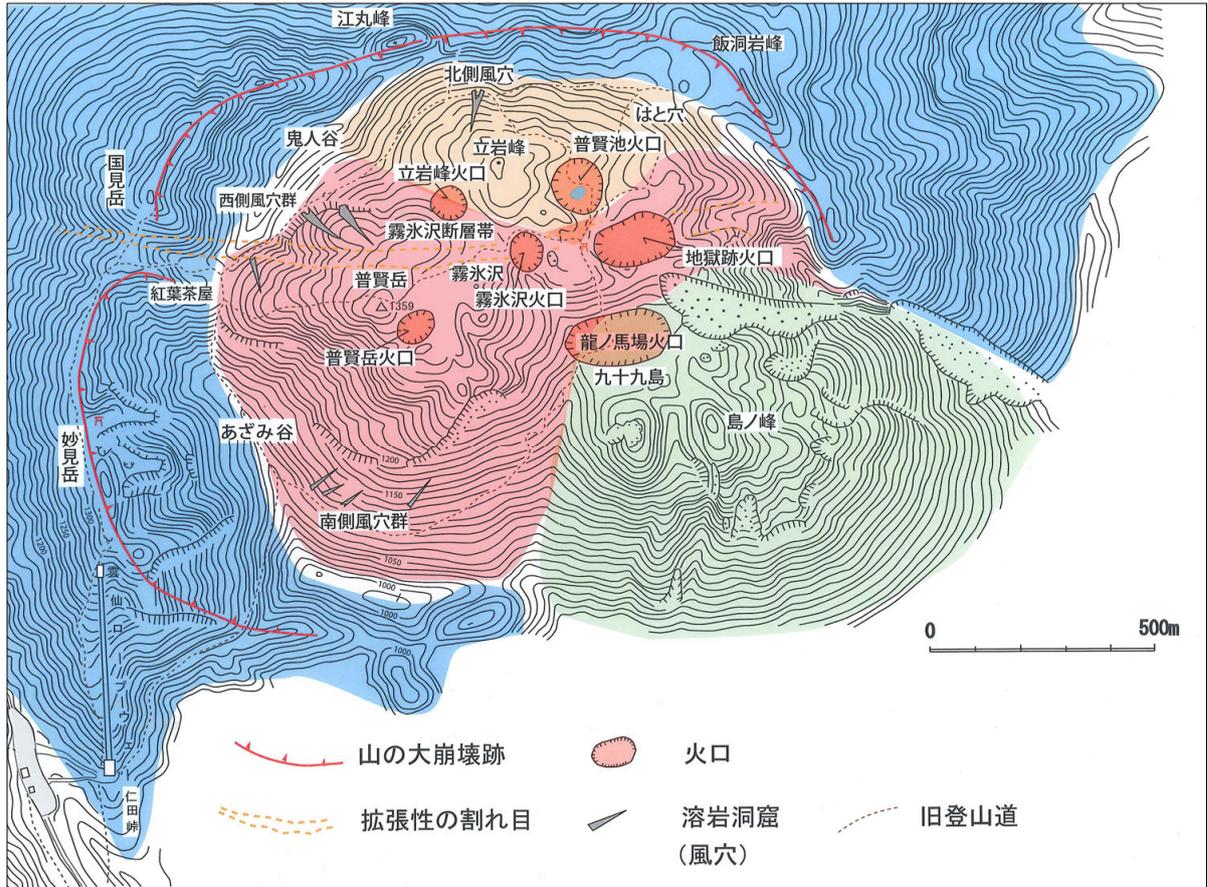


図 2-1-4 普賢岳・妙見岳周辺の旧地形（西村 1982）



写真 2-1-3 ゴルフグラウンドから見た妙見岳（左）と野岳（右）

(3) 平成新山

平成新山を形成した火山活動の初源は、昭和43年(1968)から始まり、昭和50年(1975)頃まで続いた群発地震に求めることができる。一連の地震活動の最終段階には、普賢岳東麓の板底(おしが谷)で火山ガスの大量噴出が起き、約30本の杉が損傷してそのうち8本が枯死している。地震は昭和50年(1975)以降も断続的に発生しており、昭和59年(1984)には猿葉山南側付近を震央とするマグニチュード5.7、最大震度5の地震が発生している。この地震以後、島原半島が地盤隆起に転じていることが潮位観測結果の解析により明らかになっており、平成2年(1990)の噴火に至るマグマの上昇が開始されたとされている(多田1996)。

平成2年(1990)から始まった噴火は当初、水蒸気爆発だったものの、平成3年(1991)4月からはマグマ水蒸気爆発を繰り返すようになり、5月20日には山頂火口に溶岩円頂丘が形成された。溶岩円頂丘は成長と崩落を繰り返し、現在、標高1482.7m(国土地理院火山基本図)、長さ約1,000m、中央部の厚さ約150m、体積約1億 m^3 に落ち着いている。平成新山の標高は1482.7mであり、雲仙岳最高峰である。なお、平成新山を構成する岩石は普賢岳などと同様に安山岩およびデイサイトである。

溶岩円頂丘は、初めて形成された平成3年(1991)から5年後の平成8年(1996)に島原市と小浜町(当時)により平成新山と命名され、平成16年(2004)には天然記念物に指定された(写真2-1-4~6)。



写真 2-1-4 溶岩円頂丘 (昭和50年(1975)) 国土地理院



写真 2-1-5 平成新山 (平成 27 年 (2015)) 国土地理院



写真 2-1-6 平成新山 (令和 4 年 (2022))